視　点

道府県と大都市

大都市地域における特別区の設置に関する法律が成立し、政令指定都市である大阪市を廃止し、特別区を設けることなどを含む大阪都構想が、今後どう動いていくかが世間の目を集めている。それほど注目されてはいないが、横浜市が神奈川県からある意味で独立しようと動き始めている。方向としては大阪と全く逆である。横浜市側の言い分は『横浜特別自治市大綱素案(骨子　)』(http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/bunken/jitiken/8/siryou2.pd)に要約されている。一方で、神奈川県は『神奈川州(仮称)』構想を発表している。(http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/459567.pdf)

神奈川県と政令指定都市の関係は神奈川県の政令指定都市以外の市町村の問題でもある。

制度的には、政令指定都市は道府県の事務の多くを処理することができ、現実には県が政令指定都市内で行う事務はそれほど多くはない。実態として、神奈川県の人口は、政令指定都市が圧倒的でそれ以外の地域は少数派である。平成22年の国勢調査によると、神奈川県の人口905万人のうち政令指定都市である横浜市が369万人、川崎市が143万人、相模原市が72万人であり、政令指定都市以外は322万人にすぎない。とはいっても、富山、石川、福井の北陸3県を合わせたものより多いのだが。知事選挙に勝つためには政令指定都市で支持を得る必要がある。県議会議員の議席も政令指定都市に割り当てられている方が多い。県政の影響をそれほど受けない政令指定都市住民が県政に当たる政治家の選出に大きな影響力を持ち、県政の影響を強く受ける政令指定都市以外の地域の住民はあまり影響力を持たないという歪みが生じているように見える。自分のことは自分で決めるという自治の原則が貫徹されていると言いにくくなってしまっているのではないか。

なお、横浜市の主張通りの仕組みで、横浜市などが独立してしまったら神奈川県の県税収入が減ることになる。横浜市大都市自治研究会の第一次提言(http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/bunken/jitiken/teigen-honbun.pdf)によると、平成20年度の横浜市での県税収入は全体の42%(22年度の人口は41%)、三政令指定都市なら全体の65%(同64%)を占めている。地方交付税交付金制度によってある程度カバーされるとしても、規模の利益が失われるなどして何らかの影響が出るかもしれない。しかし、経済的な利益があれば、上で述べたような歪みが生じていいとは考えにくい。そもそも、どれだけの負担をしてどれだけの事業を行うか、どのように事業を行うかを住民が決める、そのためにも住民の代表は住民が選ぶのが地方自治の原則であり、財産や所得によって住民に権利の差がないというのは自明のことではなかったのか？　仮に横浜市が独立したとして、財政調整が必要なら、今の神奈川県の範囲で、国の関与なしに独自に調整を行うことも考えられない訳ではないだろう。

本筋に戻って、この問題を議論していくと、社会や基礎自治体が変化していく中で、道府県はどうあるべきかという問題に行きつくように思われる。もともと基礎自治体は市、町、村と三つに分かれていて、機能にも差があった。政令指定都市も1956年に最初に指定されたときは、5つしかなかった。それが今や20になり、加えて中核市、特例市の制度もできた。また、市町村合併により基礎自治体の規模が大きくなってきた。広域化したことできめ細かな目配りができにくくなるという弊害もあろうが、規模の利益などで行政能力は総じて高まってきていると考えられる。逆に、市町村によっては急激な高齢化と人口減少に見舞われている。このような時代に、道府県がどのようにあるべきか、知事や道府県議会議員の選挙システム、議会の構成の仕方まで含めたガヴァナンスはどうあるべきか、道府県と市町村の関係をどう構築するか、まず、住民自身が考えて行くべきだろう。その際に都道府県単位でおかれている地方労働委員会をどうするかも忘れてはいけない問題である。　　(崖)